

郡山市おたふくかぜワクチン接種費用助成事業実施要領

平成23年5月19日制定
平成23年12月14日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成26年10月1日一部改正
平成27年4月15日一部改正
平成28年10月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
[保健福祉部保健所保健・感染症課]

1 趣旨

この要領は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に規定する予防接種以外のもので、郡山市（以下「市」という。）が独自に実施するおたふくかぜワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 接種ワクチンの種類等

接種ワクチンの種類、接種回数等は次のとおりとする。

ワクチンの種類	接種回数	接種量	接種方法
おたふくかぜ	1回	0.5ml	皮下接種

3 対象者

対象者は、ワクチン接種日において郡山市に住民登録をしている者で、満1歳以上小学校就学前の者のうちおたふくかぜに罹患していない者とする。

4 実施方法

医療機関での個別接種により実施するものとする。

5 接種方法

- (1) ワクチン接種を行う医師（以下「接種医師」という。）は、問診、検温、聴診等の診察（以下「予診」という。）を接種前に行い、ワクチン接種を受けることが適当でない者又はワクチン接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを確認するものとする。
- (2) 接種医師は、予診の結果、ワクチン接種を受けることが不適当な者と判断した場合は、その者にワクチン接種を行ってはならない。
- (3) 接種医師は、予診の結果、ワクチン接種の判断を行うに際して注意を要する者については、対象者の健康状態及び体質を勘案し、慎重にワクチン接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得るものとする。
- (4) 接種医師は、対象者又はその保護者に対し、受けようとするワクチン接種の理解等を接種前に得るものとし、接種後においては、保健指導を行うものとする。
- (5) ワクチン接種を受ける者は、おたふくかぜワクチン接種予診票（第1号様式）を接種を受けようとする医療機関に提出し、接種を実施した医療機関は、当該予診票を市に提出するものとする。

6 費用の負担

市はワクチン接種を受ける者に、4,000円を助成するものとし、ワクチン接種を受けた対象者（以下「被接種者」という。）は、接種に要する経費から助成金額を差引いた金額を医療機関に支払うものとする。

7 副反応の報告

- (1) ワクチン接種後に、ワクチン接種によると思われる副反応が確認された場合においては、接種医師は、速やかに、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構に報告しなければならない。
- (2) 前項による報告を行った場合、(1)で作成した報告書を市長に提出しなければならない。

8 接種事故に係る補償

- (1) 市長は、ワクチン接種後に、ワクチン接種による事故が発生した場合は、郡山市予防接種事故災害補償規則（平成18年郡山市規則第45号。以下「規則」という。）の定めるところにより補償を行うものとする。
- (2) 規則に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される賠償責任保険普通保険約款、予防接種実施主体特約条項及び全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書の規定の例による。

9 遵守事項

接種医師は、ワクチン接種の実施に当たり、法、これに基づく関係法令、厚生労働省通知及び厚生労働省の予防接種ガイドライン検討委員会が作成した「予防接種ガイドライン」に準拠して実施するものとする。

10 償還払い

- (1) 市内に住所を有する対象がやむを得ない事情により郡山市外の医療機関でワクチン接種を受けた場合は、被接種者の保護者は、6の助成金額を市長に請求することができる。
- (2) 前号の規定による請求をしようとする被接種者の保護者は、任意予防接種費用請求書を市長に提出しなければならない。
- (3) 市長は、前号の請求書を受理した場合はその内容を審査し、適当と認めたときは被接種者の保護者に当該請求に係る6の助成金額を支払うものとする。

11 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の郡山市行政措置予防接種費用助成事業実施要領10の(1)の規定の適用は、おたふくかぜワクチン接種にあっては平成23年9月1日(以下「おたふくかぜワクチン接種適用日」という。)以後に接種したおたふくかぜワクチン接種、水痘ワクチン接種にあっては平成23年5月30日(以下「水痘ワクチン接種適用日」という。)以後に接種した水痘ワクチン接種に適用し、おたふくかぜワクチン接種適用日前のおたふくかぜワクチン接種及び水痘ワクチン接種適用日前の水痘ワクチン接種については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領の規定は、平成25年4月1日以後に接種する行政措置予防接種に適用し、同日前に接種した行政予防措置接種については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領の規定は、平成26年10月1日以降に接種する法定外予防接種に適用し、同日前に接種した行政措置予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領の規定は、平成27年4月15日以降に接種する法定外予防接種に適用し、同日前に接種した行政措置予防接種については、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領の規定は、平成28年10月1日以後に接種する法定外予防接種に適用し、同日前に接種した法定外予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領の規定は、平成29年4月1日以後に接種する法定外予防接種に適用し、同日前に接種した法定外予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の郡山市おたふくかぜワクチン接種費用助成事業実施要領の規定は、令和3年4月1日以降に接種するワクチン接種について適用し、同日前に接種するこの要領による改正前の郡山市法定外予防接種費用助成事業実施要領に基づき接種する法定外予

防接種については、なお従前の例による。

3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当面の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。